

■ 意見書 ■

食料安全保障対策の確立を求める意見書

世界的な人口増加や経済発展に伴う食料需要の拡大等に加え、ウクライナ情勢等により、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存する我が国にとって、食料安全保障上のリスクは高まっている。

このような中、将来にわたる食料の安定供給を確保するため、国は食料安全保障の強化に向けて、食料・農業・農村基本法および関連法を改正したところであり、今後は、次期食料・農業・農村基本計画に向けた議論をすすめることとしている。

食料の安定供給に向けては、農業の発展・振興が不可欠であり、国内の農業生産の増大等を基軸とした基本政策の確立をはじめ、生産資材価格高騰対策を含めた生産振興対策や経営安定対策の充実など、農家が意欲を持って持続可能な営農に取り組める万全な政策の確立が必要とされている。

よって、国においては、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化し、農業者が持続可能な営農に取り組めるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 食料安全保障の確保に向けて、国内の農業生産の増大等を基軸とした基本政策の確立と、その施策を着実に進めるための十分な予算を確保すること。
- 2 次期食料・農業・農村基本計画の策定にあたり、生産現場の実態と農業者の意見を十分に反映し、実効性のある施策を講ずること。
- 3 再生産に必要な生産コストが農畜産物価格に反映されるような適正な価格形成の実現に向けて速やかに法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣

上記のとおり発議する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会産業経済委員長 しらいし 誠

畜産に係る経営安定対策を求める意見書

当県農業の基幹部門である畜産は、担い手農家の高齢化、後継者不足により飼養戸数が減少するなど、生産基盤の更なる脆弱化が危惧される状況にある。

このような中、肉用牛生産においては、配合飼料価格等の生産資材価格の高止まりや枝肉価格の低迷などにより、肥育農家の子牛の購買意欲が減退したこと等を背景に、子牛価格が下落しており、肉用牛経営への影響が懸念されているところである。

また、酪農においても、生産資材価格の高止まりによる、生産コストの増加や子牛価格の低迷による収入減少などにより、収益性が悪化している状況にある。

よって、国においては、日本の食料供給基地として重要な役割を担う本県の畜産農家の経営安定を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「肉用牛経営安定対策補完事業」の補助対象の拡大を行うなど充実を図るとともに、肉用牛生産基盤の維持・強化に必要な予算を確保すること。
また、酪農生産基盤の維持・強化や担い手の確保を図るため、乳用牛の改良や優良な乳用後継牛の確保、酪農家における労働負担軽減・省力化に必要な「酪農経営支援総合対策事業」等について必要な予算を確保すること。
- 2 畜産経営の競争力強化を図るための施設整備等に必要な「畜産クラスター事業」や、肉用牛や酪農経営における労働負担軽減・省力化を図るための機械等の導入に必要な「畜産経営体生産性向上対策」、和牛生産基盤の維持・強化に必要な「優良繁殖雌牛更新加速化事業」等について必要な予算を確保すること。
- 3 配合飼料価格をはじめとする生産資材価格の高止まり等により生産費が上昇するとともに、子牛価格が下落し、農家経営を圧迫していることから、「肉用子牛生産者補給金制度」の保証基準価格を見直すとともに、「優良和子牛生産推進緊急支援事業」を継続すること。
- 4 牛肉の需要低迷が長期化していることから、肉用牛肥育経営の収益性は依然として厳しい状況にあるため、肥育経営の経営安定に資する「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」について弾力的な運用を図るとともに、必要に応じて、肥育経営の維持・継続につながる対策を講ずること。
- 5 国内の牛肉在庫は近年高水準で推移していることから、和牛肉の消費拡大を図るため、「和牛肉需要拡大緊急対策事業」を継続し、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議員 松里保廣

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣

上記のとおり発議する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会産業経済委員長 しらいし 誠

私学助成の充実強化等に関する意見書

鹿児島県の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の発展に大きな役割を果たしている。

私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性に鑑み、私立学校における教育条件の維持及び向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。

今日、深刻な少子化の進行による児童生徒数の減少や教員の維持・確保、物価高騰などへの対応、端末・通信環境整備だけでなくICT支援員等の配置を含めたICT環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応、など様々な課題が山積し、厳しさを増している。

私立高等学校等就学支援金制度においては、制度を補う形で都道府県において支援額の増額や所得制限の撤廃などが行われ、居住地によって支援内容に格差が生じており、地域間格差の解消が求められている。また、私立中学生に対しての就学支援金制度の創設も求められている。

加えて、近年ますます国際化が進展する社会において、私立高等学校等の生徒が、海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための人材育成教育への支援拡充も必要である。

これらの課題の解消には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「質の高い公教育の再生」、「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法第8条の「私立学校の振興」、私立学校振興助成法第1条「私立学校の教育条件の維持及び向上、修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、令和7年度の予算編成に当たり、私立高等学校等経常費助成費補助金、私立学校施設耐震化に係る補助及びICT環境の整備に対する補助の拡充、就学支援金制度の拡充強化など、私学助成制度全般の拡充に係る支援が一層拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会文教観光委員長 柴立鉄平

教育環境の整備充実を求める意見書

次代を担う子ども達の健やかな成長は、わたし達大人の共通の願いである。児童生徒ひとりひとりの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を行い、全国どこに住んでいても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければならない。

近年、子ども達を取り巻く環境は、著しく変化し、予想を上回るペースで急速に進む少子化や子ども達の多様化などにより教育に対するニーズが多様化・複雑化するとともに、いじめや不登校といった問題が深刻化するなど解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒にしっかりと向き合える体制を整備することが重要である。

しかしながら、その取組を担う教職員においては、令和4年度教員勤務実態調査によると、長時間労働は一定程度改善がみられるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになり、学校における働き方改革の更なる推進が求められるところである。

また、令和6年8月に中央教育審議会より答申された「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」においては、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、教員業務支援員や部活動指導員等の支援スタッフの配置充実が記述されている。しかしながら、支援スタッフの給与費の2/3は県または市町村負担となっていることから、各自治体の財政事情もあり、地域によってその取組に差が出てきている。

さらに、教職員の定数改善については、小学校における教科担任制の充実に向けた定数改善等が示され、本県においては、小学校1、2年生は30人を維持しつつ、3年生から6年生については、段階的に35人学級にするとしているところであるが、今後さらにきめ細かい教育活動を進めるためには、計画的・安定的な教職員配置を図ることにより、中学校、高等学校の35人学級編制についても、早期に実現することが必要である。

そこで、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次年度予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会文教観光委員長 柴立鉄平